

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 9月28日
【会社名】	株式会社ブレインパッド
【英訳名】	BrainPad Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 清之輔
【本店の所在の場所】	東京都港区白金台三丁目 2 番10号
【電話番号】	03-6721-7001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 石川 耕
【最寄りの連絡場所】	東京都港区白金台三丁目 2 番10号
【電話番号】	03-6721-7001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 石川 耕
【縦覧に供する場所】	東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

平成27年9月25日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 株主総会の招集権者および議長について、その時点で適切な者を取締役会において選定するため、現行定款第13条（招集権者及び議長）に変更を行うものであります。
- (2) 取締役の中から会長を選定できるようにし、かつ専務取締役および常務取締役について取締役の役位として利用する予定がないため、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）について、変更を行うものであります。
- (3) 取締役会の招集権者および議長についての記載を削除し、取締役会における適切な取締役会規程の制定または決議に委ねるため、現行定款第23条（取締役会の招集及び議長）について、変更を行うものであります。
- (4) 解釈が明確となるよう文言を調整するため、現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第40条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除する旨の規定を新設するため、現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第40条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (6) 改正会社法の施行を踏まえ、業務執行の監督を行うのに相応しい貴重な人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない全ての取締役および監査役と責任限定契約を締結できるよう現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および現行定款第40条（社外監査役との責任限定契約）について変更を行うものであります。なお、現行定款第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

第2号議案 取締役7名選任の件

高橋隆史、佐藤清之輔、安田誠、石川耕、福岡裕高、漆原茂、近藤智義の7氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

加藤啓一、山口勝之、鈴木晴夫の3氏を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案	47,179	311	-	(注)1	可決 99.35
第2号議案					
高橋 隆史	45,596	1,894	-	(注)2	可決 96.01
佐藤 清之輔	47,108	382	-		可決 99.20
安田 誠	47,108	382	-		可決 99.20
石川 耕	47,317	173	-		可決 99.64
福岡 裕高	47,164	326	-		可決 99.31
漆原 茂	47,317	173	-		可決 99.64
近藤 智義	47,371	119	-		可決 99.75
第3号議案					
加藤 啓一	47,384	106	-	(注)2	可決 99.78
山口 勝之	47,128	362	-		可決 99.24
鈴木 晴夫	47,387	103	-		可決 99.78

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上